

平成19年6月に公布され、平成21年4月1日から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)では、毎年度、前年度の決算を提出した後、**健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)**と、公営企業会計の**資金不足比率**を公表することが義務付けられました。平成23年度決算に基づく長島町の状況は次のとおりです。

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

各年度の経営状況を示す指標で、一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な状態で収入が見込まれる自治体の一般財源の規模(標準財政規模)に占める比率を表します。本町の一般会計などは黒字のため、実質赤字比率は算定されませんでした。

② 連結実質赤字比率

実質赤字比率が一般会計などの実質的な赤字額であるのに対し、こちらは自治体のすべての会計を通しての赤字額が、標準財政規模に占める比率をあらわしています。本町の全ての会計

は黒字のため、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

③ 実質公債費比率

自治体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、3カ年の平均で示されます。公債費とは、自治体が発行した町債の元本の返済や利息の支払などに要する経費です。本町の実質公債費比率は10・1%となり、早期健全化基準25%を大きく下回っています。

④ 将来負担比率

自治体が将来に支出しなければならぬ財政負担が、標準財政規模の何倍にあたるかを示す指標です。本町の将来負担比率は17・2%となり、早期健全化基準(350%)を大きく下回っています。

2 資金不足比率

簡易水道や下水道事業などの公営企業ごとの各年度の経営状況を示す指標で、各公営企業の資金の不足額が各企業の事業の規模(料金収入の規模)に占める比率を表します。本町の公営企業に資金不足が生じなかったことから、資金不足比率は算定されませんでした。

長島町の 財政指標を公表します

○長島町の平成23年度決算に基づく各指標

★健全化判断比率

(単位：%)

	平成23年度指標	平成22年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	－(※)	－(※)	14.60	20.00
②連結実質赤字比率	－(※)	－(※)	19.60	30.00
③実質公債費比率	10.10	11.20	25.00	35.00
④将来負担比率	17.20	42.50	350.00	

(※)「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」で指標(%)の表記がない(「-」で表記している)のは、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表しています。

★資金不足比率

(単位：%)

	平成23年度指標	平成22年度(参考)	経営健全化基準
簡易水道特別会計	資金不足額 無し	資金不足額 無し	20.00
諸浦港埠頭特別会計			
農業集落排水特別会計			
漁業集落環境整備特別会計			
特定地域生活排水処理特別会計			

◎問い合わせ先
役場企画財政課財政係
☎(86) 11111
(内線1253)

○各指標の基準

各指標の基準をサッカーに例えると、イエローカードに相当するのが「早期健全化基準」および「経営健全化基準」。レッドカードに相当するのが「財政再生基準」です。4つの健全化判断比率のうちいずれか1つでも「早期健全化基準」以上となると「早期健全化団体」となり、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に取り組まなければなりません。同様に「財政再生基準」以上となると「財政再生団体」となり、「財政再生計画」を策定し、国、県の強力な関与の下で確実な財政の再生を実行しなければなりません。

また、資金不足比率が「経営健全化基準」以上になると「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。